

Ⅲ サービスを安心して利用できるために

～介護保険制度の円滑な運営～

1 低所得者への配慮

【現状と課題】

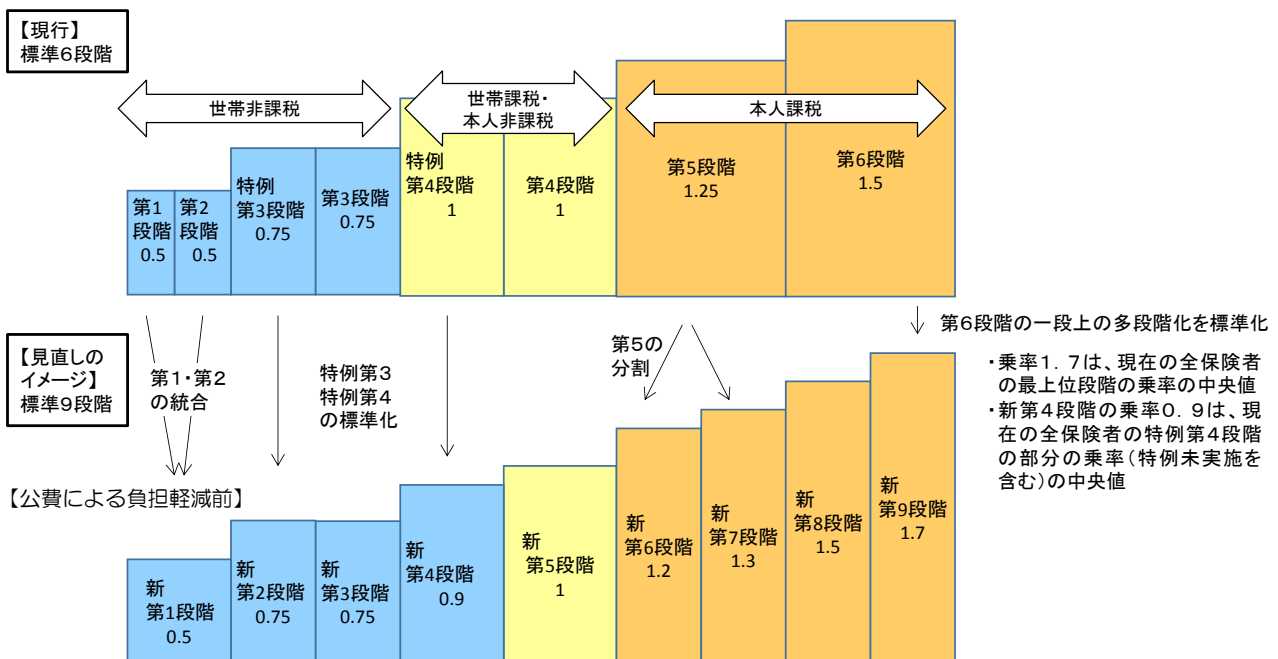
第5期の保険料については、三重県財政安定化基金保険料上昇緩和交付金を活用して上昇を抑制し、保険料の所得段階においては旧第3段階の細分化により、12段階としました。また、低所得者に対する利用者負担軽減制度の周知と実施徹底のために、管内社会福祉法人に対し、制度への賛同依頼の文書送付と実施状況の報告を求めました。今後も、被保険者の負担能力に応じた保険料段階の設定に努めるとともに、引き続き、利用者負担軽減制度の周知徹底、運用を適切に行う必要があります。

【取り組みの方向】

(1) 保険料の所得段階及び料率の見直し

介護保険料の所得段階については、国による標準段階の見直しを参考としながら、次ページの表の通り設定しました。一部の段階においては、公費による負担軽減を図り、低所得者への配慮を行う予定です。

図 2-14 保険料の標準6段階から標準9段階への見直しのイメージ（厚生労働省資料）



【所得段階の内訳と保険料基準額に対する割合（公費負担による軽減前）】

所得段階	住民税の課税状況	所得などの条件	国の標準	鈴鹿亀山地区広域連合	
				基準額に対する割合	保険料年額
第1段階	本人及び世帯員全員非課税	生活保護を受給している人、または世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 または、本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	第1段階 (×0.50)	0.50	34,140
第2段階		本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の人	第2段階 (×0.75)	0.68	46,430
第3段階		本人及び世帯員全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階対象者以外の人	第3段階 (×0.75)	0.75	51,210
第4段階	本人が非課税かつ世帯員が課税	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	第4段階 (×0.90)	0.90	61,460
第5段階		本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、第4段階以外の人	第5段階 (基準額)	1.00	68,290
第6段階	本人が課税	本人が市民税課税で合計所得金額が年間120万円未満の人	第6段階 (×1.20)	1.20	81,940
第7段階		本人が市民税課税で合計所得金額が年間120万円以上、190万円未満の人	第7段階 (×1.30)	1.30	88,770
第8段階		本人が市民税課税で合計所得金額が年間190万円以上、290万円未満の人	第8段階 (×1.50)	1.50	102,430
第9段階		本人が市民税課税で合計所得金額が年間290万円以上、500万円未満の人	第9段階 (×1.70)	1.70	116,090
第10段階		本人が市民税課税で合計所得金額が年間500万円以上、750万円未満の人		1.85	126,330
第11段階		本人が市民税課税で合計所得金額が年間750万円以上の人		2.00	136,580

(2) 利用者負担の公平化

低所得者に対する利用者負担の支援策として、障がい者で施行前からのホームヘルプサービス利用者等に対する利用者負担の軽減及び社会福祉法人による利用者負担の軽減について、国の基準に基づいて引き続き実施します。なお、管内すべての社会福祉法人が軽減事業に取り組むよう、管内社会福祉法人に対する制度への賛同依頼の文書送付については、今後も継続していきます。

一方、一定以上の所得のある人などに対する利用料の2割負担や、一定以上の資産等を持つ人への補足給付を制限することなどにより制度を支えています。

2 介護給付の適正化

【現状と課題】

介護保険制度を適正に運営する上で最も重要な要素は介護給付の適正化です。

適正な介護給付とは、要介護認定が適切に行われ、サービス利用者にとって適正なケアプランに基づいて真に必要なサービスが提供されている状態のことをいいます。

介護給付の適正化を進めることで、必要ではない介護費用の抑制が図られ、介護保険事業の健全化と継続性が確保されます。このことが保険料の上昇抑制や安定した保険財政にもつながり、安心して利用できる介護保険事業へと信頼度が向上することにもなります。

このようなことから、広域連合ではこれまで次の事業を行ってきました。

- ①認定審査の適正化——訪問調査により作成される調査票について、広域連合職員による全件点検を実施してきました。また、認定調査員、医師、認定審査会委員を対象に、関係機関と協力し認定審査にかかる各種研修会等を行ってきました。
- ②ケアプラン点検——利用者にとって真に必要なサービスが組み込まれているか、ケアプランチェックを行ってきました。
- ③住宅改修等の点検——住宅改修や福祉用具購入については、改修前等の事前協議制により給付の適正化を進めてきました。これにより、保険給付対象外の住宅改修の施工や工事等完了後に給付の可否でのトラブル等が防止できています。
- ④縦覧点検・医療情報との突合——現物給付型のサービスについては、国保連合会への委託によりレセプト点検を実施してきました。これにより、介護報酬請求における過誤が発見でき、適正な介護報酬支払ができています。
- ⑤介護給付費通知——利用者が自分の利用したサービスとおりの請求がなされているか、給付費を確認するための給付費通知を実施してきました。これにより、不正な給付や請求は未然に防止されており、仮に過誤請求があっても発見し対応できています。

これらはいずれも介護給付の適正化の効果が表れている重要な事業ですので、これからも継続的に実施していく必要があります。

【取り組みの方向】

保険制度の適切な運営を図るため、県作成の第3期介護給付適正化計画を踏まえ、今後も引き続き認定審査の適正化をはじめ各種の保険給付の適正化事業を実施します。

(1) 認定審査の適正化

訪問調査により作成される調査票の全件点検を、これまでと同様、継続していきます。

また、要介護認定の統一性、公平性を確保するため、認定調査員の研修を行うとともに、医師会の協力を得て、介護認定主治医研修会を行い、認定調査票と主治医意見書の質の向上に努めます。

さらに、認定審査会の適正化を図るため、県等と連携し、認定審査会委員研修会を実施するとともに、合議体長会議を適宜開催し、合議体間の平準化に努めます。

(2) ケアプラン点検

利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるかの観点にて、ケアプラン点検を実施し、給付の適正化を図ります。

(3) 住宅改修等の点検

利用者の身体状況に応じた適正な住宅改修や福祉用具の購入であるかを事前協議または支給申請書類により確認します。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

医療情報との突合と縦覧点検については、国民健康保険団体連合会に委託し、医療と介護の重複請求や事業所からの請求内容誤りなど不適正な請求がないか確認します。

(5) 介護給付費通知

利用者に対し、事業所からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等を通知することで、改めて利用者自身が受けているサービスを確認していただき、不適正な請求を防ぎます。

3 事業者に対する相談・指導及び情報提供の推進

【現状と課題】

地域密着型サービス事業者に対し、集団指導や実地指導を通じ、国の方針及び広域連合の施設基準条例に基づく指導を実施するとともに、事業者からの相談については随時応じています。

また、事業者には、制度改正の周知や緊急の災害情報、感染症情報など情報提供の迅速化と確実性を確保するため、県のメール配信システムへの登録を促しています。

あわせて、小規模経営の事業所が多いため、人材育成のための研修機会の確保が難しい状況にあるものの、事業所に対し人材育成の研修を計画的に実施するよう働きかけています。

また、毎月、介護相談員を管内の事業所に派遣し、利用者の声を聴き取るとともに、事業者、介護相談員及び保険者との三者懇談会を開催し、利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行い、サービスの質的向上に努めています。

今後も、制度改正への適応が適切にできるよう、恒常的な情報収集を事業者に啓発するとともに、個々の相談にも随時対応する必要があります。

より良いサービスの提供のため、今後も事業者へ研修など人材育成の機会を確保するように働きかけるとともに、引き続き介護相談員派遣事業を継続し、利用者の疑問や不満、不安の解消により、サービスの質的向上を図る必要があります。

表 2-15 給付の適正化にかかる事業の実施状況

	平成 24 年度	平成 25 年度
介護相談員の派遣	67 事業所	73 事業所

【取り組みの方向】

(1) 事業者に対する相談・指導の実施

事業者からの相談については、今後においても随時対応するとともに、地域密着型サービス及び総合事業の事業者に対しては、国の方針及び広域連合の施設基準条例に基づき指導等を行います。

(2) 事業者に対する情報提供の充実

事業者には、適宜情報提供を行うとともに、制度改正の周知や緊急の災害情報、感染症情報などについては、三重県のメール配信システムが迅速性があることから、システムへの登録を促します。

また、総合事業などに関する新たな事業内容については、十分に説明を行い、円滑な制度移行を図ります。

(3) 介護相談員活動の推進

利用者の疑問や不満・不安の解消を図りつつ、サービスの質的向上にもつなげられるよう、サービスの利用者とサービス提供事業者との橋渡しを行う介護相談員派遣事業を継続します。なお、対象事業所の増加に対応できるよう派遣方法の変更や相談員の増加を検討していきます。また、介護相談員と事業者・保険者との三者懇談会を引き続き、実施していきます。

(4) マンパワーの確保とサービスの質の向上

利用者のニーズに対応した質の高いサービス提供が行えるよう、福祉人材の介護技術等の向上を図るための人材育成研修の充実を事業所に働きかけます。また、地域密着型サービス事業者や総合事業を担う事業者などに対し、実地指導や集団指導、情報提供などを行うことにより、サービスの質の向上を図ります。

4 事業の推進体制

【現状と課題】

広域連合では、鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会を開催し、地域包括支援センターの事業運営や地域密着型サービス事業所の指定審議、指定変更報告を行っています。

苦情処理については、苦情相談事例ごとにその内容及び対応について「苦情記録」を作成し、広域連合内で情報共有と対応の迅速化を図っています。また、苦情の内容に応じ、地域包括支援センターや県に連絡するとともに、苦情解決に向け対応しています。

なお、保険料の賦課徴収事務については二市に、また、地域支援事業については、二市及び地域包括支援センターに委託し、事業実施をしています。

今後も、運営委員会を通じて、事業の適正運営を図るとともに、苦情に対しても、迅速かつ適切に対応していく必要があります。

表 2-16 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会の開催状況

	平成 24 年度	平成 25 年度
鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会開催回数	5 回	3 回

【取り組みの方向】

(1) 鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会の円滑な運営

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会を介護保険事業にかかる総合的な評価、運営管理のための検討機関として活用を図ります。

(2) 苦情処理体制の充実

介護保険サービス等に対する苦情に対して適切かつ迅速に対応できるよう、広域連合と地域包括支援センターの窓口での対応を充実させるとともに、県の関係機関との連絡・連携を強化します。

(3) 広域連合と二市との連携

介護保険料の賦課徴収事務については、二市に委託しています。委託にあたっては、収納率の向上に向けた実施方針を示し、保険財政の健全性の確保を図っていきます。

また、地域支援事業についても、二市や地域包括支援センターへ委託しています。二市の事業実施にあたっては、地域包括支援センターとの連携のもと、地域における現状や課題、高齢者の状況を把握し、事業が実施されるよう連絡・調整を図ります。

今後も、介護保険事業を円滑に進めるとともに、特に地域包括ケアシステムの構築にかかる各種事業が効果的に展開されるよう、二市と広域連合との連携を強化します。

図 2-17 鈴鹿亀山地区広域連合及び構成市と地域包括支援センターの関係

